

第1回教育委員会会議

1 日時 令和2年1月21日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
花田 公絵	旭区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
水口 裕輝	指導部長
藤巻 幸嗣	教務部長
忍 康彦	学校環境整備担当部長
飯田 明子	学校力支援担当部長
福山 英利	首席指導主事
本 教宏	施設整備課長
松田 淳至	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・監察担当課長
栗信 雄一郎	英語イノベーション担当課長
寺本 圭一	高等学校教育担当課長
大西 忠典	首席指導主事

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

議案第1号	大阪市高等学校教育審議会への諮問について
議案第2号	大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について
議案第3号	大阪市高等学校教育審議会規則の一部を改正する規則案
議案第4号	市立校園児童生徒表彰について
議案第5号	職員の人事について
議案第6号	職員の人事について
議案第7号	職員の人事について
報告第1号	職員の人事について
報告第2号	職員の人事について
報告第3号	職員の人事について
報告第4号	職員の人事について
報告第5号	市立高校等移管計画策定に向けた中間まとめについて
報告第6号	市会提出予定案件(その1)(大阪市教育振興基本計画中間見直し)
報告第7号	市会提出予定案件(その2)(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案)
報告第8号	市会提出予定案件(その3)(大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案)
報告第9号	市会提出予定案件(その4)(開平小学校建設工事請負契約の締結)
報告第10号	市会提出予定案件(その5)(中本小学校建設工事請負契約の締結)
報告第11号	市会提出予定案件(その6)(白鷺中学校建設工事請負契約の締結)
報告第12号	市会提出予定案件(その7)(長吉中学校建設工事請負契約の締結)

- 報告第13号 市会提出予定案件(その8)(吉野小学校建設工事請負契約の締結)
- 報告第14号 市会提出予定案件(その9)(南港北中学校建設工事請負契約の締結)
- 報告第15号 市会提出予定案件(その10)(生野中学校区小中一貫教育校建設工事請負契約の締結)
- 報告第16号 市会提出予定案件(その11)(水都国際中学校・水都国際高等学校建設工事請負契約の締結)
- 協議題第1号 令和2年度「全市共通目標」について

なお、議案第4号、報告第4号から16号、協議題第1号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第5号から7号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第1号「大阪市高等学校教育審議会への諮問について」、議案第2号「大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について」、議案第3号「大阪市高等学校教育審議会規則の一部を改正する規則案」を一括上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第1号大阪市高等学校教育審議会への諮問について、次の事項について、理由を添えて諮問する。Society5.0で実現する社会に求められる大阪の産業人材育成を担う新たな工業系高等学校のあり方についての理由であるが、生産年齢人口の減少やグローバル化のますますの進展により、社会構造や就業環境が急速に変化する中、さまざまな分野で活躍できる人材を育成することは極めて重要な教育のテーマとなっている。

本市教育委員会では、平成14年に策定した「大阪市教育改革プログラム」以降、社会の変化や生徒の個性の多様化に対応するため、一層の特色化を進めるとともに新しい時代に対応する大阪らしい教育の創造に向けた教育改革に取り組んできた。こうした中、多様な課程や学科等を備える高等学校教育について、広域的な視点で対応するほうがより効果的・効率的であるという観点から、大阪府・大阪市において平成25年11月に「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定し、活力ある学校づくりを目指した教育

内容の充実に取り組むとともに、生徒数の減少を見据え、就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校の配置を進めてきたところである。

本市高等学校においては、平成24年に商業系高等学校3校を再編整備し大阪ビジネスフロンティア高等学校を開設、また現在、普通科系高等学校3校を再編した新普通科系高等学校の令和4年開設に向け準備を進めているところであり、再編整備計画における学校配置についての基本的な考え方にに基づき、生徒減少を教育環境・教育条件等の教育の質的向上を図る好機と捉え、適正な配置を推進する観点から再編整備を行ってきたところである。

このような中、本市工業系高等学校については、就職希望者の就職率が高水準を維持していること、地域の生徒の学び場としての役割があることなど一定のニーズがある一方で、長期的な少子化傾向に加え、ここ数年顕著に見られる中学生・保護者等の普通科志向により志願状況は非常に厳しい状況にあることから、同様の観点で再編整備を進めることにより工業系高等学校のさらなる魅力化を図る必要があると考える。

本市ではこれまで機械、電気を中心とした専門的な知識、技術及び技能を身につけた将来の地域産業を担う人材の育成を主眼に工業教育を推進してきた。一方で近年は進化した人工知能（AI）がさまざまな判断を行ったり、身近なものの働きがインターネット経由で最適化されたりするIoTが広がるなど、Society5.0で実現する超スマート社会の到来により情報化やグローバル化が一層進展すると予測されている。今後は高等学校においてもこのような時代に適応した新しい知識・技術を身につけた人材の育成が求められる。このような状況を踏まえ、これまで本市工業高等学校が培ってきた工業教育の特色を引き継ぎながら、次代の大阪の産業人材育成を図るといった観点から、工業教育の魅力化及び新たな工業系高等学校のあり方について早急に検討する必要がある。

次に議案第2号大阪市高等学校教育審議会委員の委嘱について、委嘱の表に記載の6名の方々に委嘱をしたい。任期については、委嘱日から2年間、令和2年2月1日から令和4年1月31日とする。

議案第3号大阪市高等学校教育審議会規則の一部を改正する規則案について、本審議会では本市の工業系高等学校の今後のあり方について審議を行うことから、審議を進めるにあたり本市高等学校校長会及び工業系高等学校の校長から学校現場の意見等を聞く必要があると考えている。また、本市高等学校が令和4年に大阪府に移管する方針が決まっていることから、大阪府教育庁からも審議の関係者として出席いただく必要があると考えている。そのため、審議会規則に関係者の出席について新たに規定する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第1号から報告第4号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、急施専決を行ったので同条第2項に基づき報告する。

報告第1号について、東中浜小学校教頭の復職に伴い、1月1日付で指導部指導主事に充てる発令を行った。

報告第2号について、東淀中学校教頭の復職に伴い、1月1日付で市教育センター指導主事に充てる発令を行った。

報告第3号について、成育小学校教頭の休職に伴い、後任として、指導部指導主事定久和睦を充てることとし、1月1日付で異動発令を行った。

報告第4号について、平野西小学校教頭の休職に伴い、後任として、同校主務教諭の中川喜孝を充てることとし、1月1日付で異動発令を行った。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 教頭の病気休職が多いようなのですが、教頭がこれほど多忙ということになると、教頭の働き方改革について、考えていかないといけないと思っています。事務局で何か考えていらっしゃることはあるのでしょうか。

【松田教職員人事担当課長】 現在、教頭補助といひまして、教頭をサポートする職員をつけています。それに加えて、学校全体の勤務軽減という観点から、さまざまな施策を行っております。例えば、教員の職務軽減のために印刷等の軽易な業務を担うサポートスタッフを配置したり、時間外に電話対応を行わなくていいように、自動音声応答装置を導入したりするなど、さまざまな方法で負担軽減をしています。今後も引き続き負担軽減策を拡充してまいりたいと思っています。

【山本教育長】 全ての教科にわたって先生方との連携の中で子供を見ていくという仕事について、校長の基本方針のもとに中心的な役割を果たすという教頭本来の仕事にできるだけ専念できるように、学校全体の経営のあり方を考えていく必要があると考えます。とりわけ学校事務職員の業務を整理して、役割や能力を十分発揮していただけるような総合

的中長期的な視点に立った学校の在り方を事務局の方でまた検討させていただきます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

報告第5号「市立高校等移管計画策定に向けた中間まとめについて」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件に関わって、令和元年の8月に教育委員会会議において、大阪府への移管に向けた基本的な考え方についてご議決をいただいた。引き続き、大阪府教育庁と大阪市教育委員会で構成するプロジェクトチームで、移管に向けた議論を重ね、今回中間報告を取りまとめたので、議論が進んだ箇所を中心にご説明申し上げる。

移管の対象と時期について、大阪市立の高等学校等を令和4年4月に大阪府へ移管するものとする。

デザイン教育研究所についてはこれまでどおり移管対象に含めないという方針である。

次に移管に関しての対応方針について、教育内容等以外の方針については大きな変更はなく、引き続き協議を進めてまいる。

寺本高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

教育内容等及び再編整備の方向性について、まず、学校運営については特に変更はなく、大阪府立学校条例に基づいて運営することとしている。移管後の学校名について、新校の名前は現在検討中であり、今年5月に公表する予定である。枚方市にある大阪市立高校の校名については当該校の意見を聞きながら府市で協議の上、大阪府において決定することとし、令和2年9月の府議会で公表する予定である。上記以外の学校については、基本的に現在の校名とするが、学科改変等により変更の必要が生じた場合は、府市で協議の上、大阪府において決定する。

教育課程等について、基本的に現状の教育内容での移管とするが、府立高等学校にない大阪市独自の教育内容等については、引き続き個別に協議を行うこととしている。また、大阪府で行ってきた事業についても引き続き個別に協議を行ってまいるが、府における類似事業を確認した上で在籍生徒及び中学生への影響等を総合的に勘案し、府市で調整を行ってまいる。

再編整備の方向性について、普通科系7校は、基本的に現状のまま令和4年4月に移管

するが、東高校、大阪市立高校の英語科、理数科については、移管後に府立における類似の専門学科である、例えば、国際文化科や総合科学科等との整合性を検討する。汎愛高等学校の武道科について、学科として数年連続で定員に満たない状況であるため、その取り扱いについて引き続き検討する。また、南、西、扇町総合高校については現状のまま移管した後、令和6年3月に閉校する予定であり、令和4年4月の新校設置に合わせて、令和4年度選抜から募集停止する。南、西高校については、令和4年4月から5年度末までは扇町総合高校の校地、校舎を活用し、新校と南、西、扇町総合の計4校を併置することとする。

商業系4校については、基本的に現4校を令和4年4月に移管するが、ここ数年連続して志願者が募集定員に満たない学校もあるため、今後の志願状況を踏まえた上で、そのあり方について引き続き協議をしまいる。

工業系5校については、先ほど議決いただいたとおり、大阪市高等学校教育審議会を開催することからその旨を記載している。

中高一貫校2校については、現在のまま令和4年4月に移管する。中学校の通学区域については引き続き検討する。

昼夜間単位制である中央高校については現状のまま令和4年4月に移管する。また、夜間定時制の都島第二工業高校、第二工芸高校については、令和4年度入学生から定時制課程として、それぞれ都島工業高等学校の全日制課程、また工芸高等学校の全日制課程と併置する。そのため、令和4年度選抜において両校を募集停止とし、令和7年3月に閉校する予定である。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

今後のスケジュールについて、今回、中間報告をご承認いただいたら、2月の大阪市会及び大阪府議会で報告して質疑をいただきたいと考えている。令和2年8月に移管計画を策定して公表し、同年9月の大阪市会及び大阪府議会において学校の廃止条例、大阪府では廃止条例、大阪府では設置条例を上程後、移管計画を成案化していく予定としている。その後、選抜方針の策定公表や移管に向けた諸条件の検討を行い、令和4年度入学者選抜を実施し、令和4年4月に大阪府へ移管する予定としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 資産、負債について、土地建物その他を市から府に無償譲渡することを合理的だということには何らかの見返りが必要になるのではないかと思います。この中では、移管後の起債償還費については府が負担するとか、その後の管理費用は大阪府が負担するというように進めているのだと思いますが、水都国際中高は、つい最近開校したばかりですが、起債としてはかなりあるのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 そうですね。高校の場合、国庫補助がございませんので、ほぼ起債ということになるかと思います。

【森末委員】 ですね。そうすると、水都国際はかなりの費用をかけて開校しましたが、それほど経過しないうちに府に移管するということでも、償還はほぼ全部大阪府がすることになるのですね。その間ほっておくわけにもいけないし、この中高一貫校の計画をしている段階では、移管の話はなかったということで、そういう意味では、このことについては、仮に何か問題として追及されても、そういう返しができるということですか。

【川本政策推進担当部長】 そうです。この資産の取り扱いにつきましては、前回の市会でも質疑ございました。

【森末委員】 やはりそうなのですね。

【川本政策推進担当部長】 資産と負債を一体のものとして移管することが安定的な運営につながるという答弁をさせていただいております。

【森末委員】 そういう意味では、個別にこの水都国際のことを聞かれた場合でも、そういう理屈で、合理的な判断であるという話はできると思います。

【川本政策推進担当部長】 そういう説明をしていこうと思っております。

【大竹委員】 このようにいろいろ整理をされていて、順調に進んでいると思いますが、何か決定的に府と市で意見が異なっているような項目はあるのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 移管の議論は結構長い期間をかけてやってきた経過がありまして、平成25年度ぐらいにも一度高校移管についての議論をしているのですが、そのときと比べると、すでに特別支援学校を大阪府に移管した経過もありますので、それほど意見が対立している状況はございません。

【大竹委員】 そうですか。

【川本政策推進担当部長】 特に大阪府の場合は私学も抱えているということがありますので、定員を満たしていない学校をどうするかという問い合わせは多いのですが、それ以外のところはあまり問い合わせとしてはございません。

【大竹委員】 その辺りはやっぱり、移管するにあたって、再編の考え方はしっかりしてくださいよというのが一番大事な感じですね。

【川本政策推進担当部長】 そうです。

【大竹委員】 はい、わかりました。

【山本教育長】 移管後の学校名について、府市で協議の上で府において決定するというのは、実態論としてはそうなのかもしれませんが、府の教育長が大阪市立の高校の名前は決定できないのではないのでしょうか。学校名の決定は市が行うけれども、協議をして府のほうで実際には決めてもらうという意味なのではないのでしょうか。移管後は当然、府の運営になるから府が決定するということだと思いますが、移管までの間の考え方だとしたら、決定するのは大阪市でないとできないのでは。

【川本政策推進担当部長】 学校設置条例で初めて名前を決定することになり、議案を出すのは府議会になるので、こういう内容で整理をしております。

【山本教育長】 府議会で議案を出すことになるのですか。

【川本政策推進担当部長】 はい。

【山本教育長】 ということは、府議会なので、府において決定することになるのですね。

【川本政策推進担当部長】 はい。そういう形になります。ただ、基本的にはこちらの意向は聞いてくれると思います。

【山本教育長】 府議会で出すときには、大阪市の教育委員会での決定はいらないのですか。

【川本政策推進担当部長】 大阪市では廃止条例を議決することになりますので。

【山本教育長】 そういうことですね。わかりました。

報告第6号「市会提出予定案件（その1）」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

振興基本計画の中間見直しの内容については、去る1月15日の総合教育会議でも御協議いただいたものであり、11月26日の教育委員会会議で教育委員会案という形にした。国の動向や、この間の予算議論等を踏まえて文言を一部修正しているので、その説明を申し上げます。

シンクタンク機能の充実として、取り組みスケジュールを示しているが、令和2年度に新しい教育センターの基本構想を策定するとしていたのを新しい教育センターの調査研究

を行うという形で修正をしております。予算の表現に合わせて、現時点でまだ調査研究をした上で、新しい教育センターの設計費を令和3年度に計上していくという予定にしている。

今後、教育行政基本条例に基づき、教育振興基本計画の修正案を市会に提出して、予算委員会で質疑の予定である。本来であれば議案として提出すべきところ、1月17日までに議案を提出する必要があったため、教育長急施専決処分とさせていただいた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

協議題第1号「令和2年度「全市共通目標」について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまで全市共通目標ということで、大阪市教育振興基本計画に掲げられている2つの最重要目標の達成に向け、それぞれの小学校、中学校で自校の運営に関する計画を策定している。この計画に必ず全市共通目標の項目を入れて、目標達成に向けて計画を遂行していく、重点的に取り組みを行うということにしている。

令和2年度の全市共通目標の案について、基本的に平成30年度、令和元年度の目標を継続したものであるとしている。1点だけ変更があり、(2)の心豊かに力強く生き抜き未来を切り開くための学力・体力の向上の第1項目、中学校については、これまで中学校のチャレンジテストにおける標準化得点を同一母集団で比較して、いずれの学年も前年度より向上させるという形で設定をしていたが、令和2年度より標準化得点としていたのを、府平均比という形で、府の平均と比べてどういう状況かというような形で比較する形に変更したいと考えている。

今回、振興基本計画の指標についても対国比較という形で比べている。教育振興基本計画の表現に改めていきたい。

令和2年度より高校の入試に係るチャレンジテストを活用した統一ルール、これまでの3年生のみだけではなくて1～2年生もチャレンジテストの各項の平均点の府平均比をもとに評定の平均を目安として算定することが、府のほうでも改正されておりますので、こういう形に変更したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 一番上の認識したいじめについて解消率が95%以上となっているが、この95%という数字は大体達成できているのでしょうか。

【福山首席指導主事】 小学校で90%の学校が達成しております。平成30年度で90%です。中学校では85%の学校が達成しているという状況ですので、100には至っていませんが高い水準で達成していると考えております。

【大竹委員】 そういう意味では、この95%という数字はそんなに高すぎることはないということでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 そうですね。

【山本教育長】 認知件数を抑えずに増やそうという努力をずっとやっておりまして、軽いいじめでも全部いじめとして認定しようとしています。そうすると、いじめの認知件数がすごく増えるということになっています。そのうちの大半のものが、関係者を集めて、説諭といいますか、教示することによって改善していくというようなものになっています。大きな問題というか、難件になっているのは率としては少ない状況です。いじめの件数を少なくするというより、どちらかといえば、認知件数を増やすという趣旨もこの共通目標の中にはあって、そういう意味合いも入っております。

【水口指導部長】 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改正されまして、3カ月間見守りをして初めていじめの解消というふうに3年前からなりました。3月に調査報告を提出するということになりまして、どうしても3カ月の見守り期間中で、年度末には解決していないという数値で上げざるを得ないという現状もございます。

報告第7号「市会提出予定案件（その2）」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は職員の給与に関する条例の改正案である。

改正の理由について、1点目は、複数年の育児休業の請求があった職員の代替について、臨時的任用職員の任用は1年を超えて繰り返すことはできないという文科省からの指摘を踏まえ、育児休業等を取得する教員の代替職員をこれまでの臨時的任用職員から、任期付職員に改めるため、必要な規定整備を行う。

2点目は、臨時的任用の講師及びこの度導入する任期付きの講師の給与処遇に関する改正である。これらのものについては、常勤職員との均衡を考慮し、55歳までの前歴を加算した初任給決定を行うことができるよう小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職

給料表の1級の号給の増設を行うため改正を行う。

また、3点目は、分権型教育行政のさらなる推進に向け、指導主事を増員するにあたり人材確保や人件費抑制の観点から指導主事の任用範囲を首席・指導教諭級や主務教諭級に拡大するため必要な規定整備を行うものである。

改正内容の講師の給与処遇について、育児休業等代替任期付職員の導入に伴い、当該職員の適用給料表に教育職給料表を追加する。併せて、高等学校等教育職給料表が適用される講師について、他の校種の講師との均衡を考慮し上限号給を定める必要があるため別表第2、アの備考欄に規定を設ける。また、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表が適用される講師については、常勤講師との均衡を考慮した給与制度とする必要があるところから、別表第2、イ及びウの1級の号給を増設する。

次に、2級指導主事の導入について、主務級の教諭を指導主事に任用することに伴い、指導主事任用後も引き続き当該号給を適用できるよう別表第2、アの備考欄に文言を追加する。

3の施行期日について、本件条例案は2月・3月市会に予算関連案件として上程し、議決の後、令和2年4月1日から施行したい。

本来であれば教育委員会会議で議決をいただいた後、市会上程手続きを行うところであるが、市会の上程スケジュールの関係でやむを得ず教育長の急決専決処分を行った次第であり、教育長専決規則第2条第2項に基づき御報告を申し上げた。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 この給与改定がされた結果、負担の総額というのはどれくらいになるか教えていただけますか。

【石橋担当係長】 育休任期付きの導入につきましては、講師から処遇は変わりませんので、任期付き導入に伴う増減はございません。ただ、講師の給料の号給の増設に伴いまして、そちらの部分で3,000万円から4,000万円の増額は想定されますが、その制度改正とは別に経過措置期間が満了するものがございまして、結果として1億2,000万から1億3,000万の減が最終的には予定されています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

報告第8号「市会提出予定案件（その3）」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

小学校の学級数の規模の適正化、学校配置の適正化を進めるための大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例案について、速やかに市会上程の手続きを行う必要があったため、教育長による急施専決を行ったので、その報告をするものである。

内容については、大阪市立学校活性化条例の15条の次に1条を加える。改正趣旨について、この間、学校配置の適正化は平成22年の大阪市学校適正配置審議会の答申などに基づき進めてまいったところである。今後さらなる少子化が見込まれる中で、これまでのような1対1の再編から小規模校同士、もしくは3校以上の再編を行わなければならない状況が想定されている。学校再編の基本的な枠組みについて、保護者、周辺住民の方々の間で意見がまとまりにくく、時期に応じた学校配置の適正化が難しい状況が生野区のように生じている状況がある。

この間、教育委員の皆様方には学校配置の適正化、その規定化の必要性についてご議論いただき、さらに、1月15日の総合教育会議において、市長から条例によってというようなお考えもお聞きできたことから、今回、大阪市立学校活性化条例の一部を改正するものである。

改正内容について、教育委員会は小学校の適正規模の確保を図ることに務めるとともに、適正規模を12学級から24学級と定め、適正規模を下回る小学校の学校再編整備計画を策定し、公表し、保護者等から意見聴取を行うこととしている。また、附則として、現に策定をされている学校再編整備計画については、教育委員会での手続きをへて、改正後の条例による計画とみなすということの規定したい。

施行期日について、小学校の適正規模の確保に関する規定は、令和2年4月1日からの施行としたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この条例16条2項で適正規模の学級数が12から24までとなっています。16条1項では適正規模とは、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいうとされている。ここで12から24までという間で決めています。そうすると、36学級は適正規模ではないということになってしまう。

【忍学校環境整備担当部長】 はい。

【森末委員】 そこは何か議論があったのでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 この12学級から24学級というのは、これまで指針に基づいてやってまいりました。ちなみに文部科学省が適正規模としておりますのが12学級から18学級でございます。この12学級から24学級というのは、小規模でない適正規模という考え方について、答申に基づいて指針の中でやってきたものでございまして、それを今回条例で書こうとしたということです。

【森末委員】 文科省が示している学級数について、18学級というのは18学級以下でなければならないと言っているのではなくて、18学級以上なければだめだとか、18学級以上ある方が望ましいと言っているのではなかったかなという気がしていたのですが、そこら辺はどうでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 この間委員の皆様方にご議論いただいておりますのは、学年の中に複数学級をつくって子どもたちが支え合うということでありまして、切磋琢磨できるような環境をつくるということだったと思います。そういう意味で小学校においては、12学級以上あることが望ましいというようなお話をさせていただいてきたと思っております。

【森末委員】 そうですね。

【忍学校環境整備担当部長】 文部科学省は申し上げたとおり、12学級から18学級と示していて、大阪市の指針、審議会の答申の中では12学級から24学級が望ましいというようなお話をさせていただいていたと思いますので、そういう意味ではこの間の議論を踏まえた数を書かせていただいていると思っております。

【森末委員】 適正規模という意味について、それ以上はあったほうがいいのか、その範囲に収まるべきだということによって大分違うと思うのですよね。

【忍学校環境整備担当部長】 はい。

【森末委員】 4クラスぐらいまでがやはり望ましいという思想でいいわけですね。

【忍学校環境整備担当部長】 はい。

【山本教育長】 1学年5クラスとか6クラスの学校は結構あるのではないのでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 30クラスを超えるものは大規模校という言い方をしております、それも教育環境としては望ましくないと考えております。具体的対応策としては分校にするであるとか。

【山本教育長】 大規模校の数はどのくらいでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 大規模校、30学級を超える学校は2つ、3つございます。

【山本教育長】 その程度しかないのですね。

【忍学校環境整備担当部長】 現状で分校を作っている学校として、常盤小学校や友渕小学校がございます。

【山本教育長】 ただこれは本当に例外的なところであると言える。そうすると、実態からいっても12学級から24学級としておけば、課題でないとは言えない学校まで含めずに、実態論としてはほとんどが入ってくると。

【忍学校環境整備担当部長】 はい。小規模校を考えるときにはここです、となります。

【山本教育長】 あとは小規模校だけがいわゆる課題のある学校であるという認識になるわけでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 現状がそういう思想です。

【山本教育長】 クラス対抗リレーが2回に分かれるとかすごく大きな運動会はあまりないということでしょうか。

【忍学校環境整備担当部長】 大規模の学校では、運動会が大変だとか教育が大変というのがございまして、そこについて、施設整備として取り組まなければならないというような部分はもちろんございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

報告第9号「市会提出予定案件(その4)」から報告第15号「市会提出予定案件(その10)」までを一括して上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

いずれも校舎などの建設工事請負契約の締結であり、全て、予定価格が6億円を超えるため、今後、大阪市会へ提出するものであるが、速やかに市会上程の手続きを行う必要があったことから、教育長による急施専決を行ったので、本日御報告申し上げる。

報告第9号は、中央区の開平小学校について、児童数の増加があり、直近推計によって既存の校舎では普通教室が不足する見込みであるため同校敷地内に校舎を増築して、普通教室などを確保するというものである。

報告第10号は、東成区の中本小学校について、昭和35年に建てられて老朽化が進んでいる校舎の建て替えである。

報告第11号は、東住吉区の白鷺中学校について、昭和35年ごろに建てられて老朽化が進んでいる校舎の建て替えである。

報告第12号は、平野区の長吉中学校について、昭和41年ごろまでに建てられて老朽化が進んでいる校舎の建て替えである。

報告第13号は、福島区の吉野小学校について、昭和53年に建てられて老朽が進んでおります体育館棟の建て替えであるが、児童数の増加もあることから、普通教室などの確保も図るというものである。

報告第14号は、住之江区の南港北中学校について、昭和52年に建てられ老朽化が進んでいる屋内体育館棟の建て替えである。

報告第15号は、生野区西部地域学校再編整備計画の中の生野中学校区の小中一貫教育校の開校に当たり、老朽化が進んでいる校舎を解体して新しい校舎を建てるものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 この入札形態で大体落札率っていうのはどれぐらいなのですか。

【本施設整備課長】 大体9割ぐらいです。

【大竹委員】 これは、最低入札価格制度ですか。

【本施設整備課長】 3億円以上と、3億円未満で異なっておりまして、3億円未満のものでしたら、最低制限価格制度といたしまして、一定の金額以上でなければならないとしております。また3億を超えるような大きいものになりますと、一定の下限の幅の中で再度調査をして、妥当であれば可とみなしております。

【大竹委員】 最低入札価格制度ではなくて・・・

【本施設整備課長】 最低入札価格調査制度というものです。

【大竹委員】 おそらく、予定入札価格の何割の基準というのはあって、それより下がってきた分があれば、再度その相手からの見積価格の妥当性を判断し、品質等問題がないかも確認し、なければ可ということですね。

【本施設整備課長】 そうです。

【大竹委員】 それで今、9割くらいということですね。

【本施設整備課長】 細かい割合までは公開していないようです。

【忍学校環境整備担当部長】 結果について公表はされていますので、それを積み重ねていけば、規模ごとの工事価格が分かるようにはなっています。

【森末委員】 運動場を仮設校舎用地として使用したりすることがあったりしますよね。特に開平小はどういう対応ですか。

【本施設整備課長】 開平小学校につきましては、当初中之島公園を使うという話もあったのですが、ちょうど護岸工事の時期と重なるということがありまして、中之島公園のから少し行ったところにテニスコートがございます。そのテニスコートの横の部分の公園用地を運動場として1,000平米ほどお借りをすることにしております。実際、テニスコートも1面分、必要であれば借りるので、合わせて1,800平米ぐらいの運動場として使用の予定です。学校からは十数分かかるんですけども、そこは十分教員が対応しながらと考えております。

【森末委員】 しっかり安全確認をしながら、ということですね。

【本施設整備課長】 この内容で地域の方にもご納得いただいております。

【森末委員】 わかりました。他にも運動場に仮設を建てるというのがありましたが、それも残る運動場で大丈夫でしょうか。

【本施設整備課長】 吉野小学校については運動場が狭いので、吉野町グラウンドというのが近くにございまして、それを借りながら運用する予定です。また白鷺中とか、長吉中だと結構運動場が広いので、そこは大丈夫かと思っております。

【忍学校環境整備担当部長】 中学校は割と広がっておりますので、そういう部分についても大丈夫です。課長が申しましたとおり、学校長と相談をして、どこか近場で手配できる運動場、グラウンドがないかを検討したりしながら、教育に支障がないレベルで進めているところでございます。

【森末委員】 わかりました。

【大竹委員】 この間、生野中学校の視察の際、小学校のグラウンドと、中学校のグラウンドに段差があると言っていました、それはそのままというふうに聞いているのですが。

【忍学校環境整備担当部長】 将来的にはフェンス等を外したりであるとか、委員が指摘なさるような段差をならしてといったことになっていくと思うのですが、現時点では小学校の部分でその上に新しい校舎をつくるということです。

【山本教育長】 毎年の予算にも限界がありますので、最低限必要なものから、工夫を凝らしながらさせていただきたいと考えおります。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

報告第16号「市会提出予定案件（その11）」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

住之江区にある水都国際中学校、水都国際高等学校の建設工事請負契約の締結に係り、予定価格が6億円を超えるため、今後市会での審議が必要であるものである。

先ほどの案件と同様に市会上程の事務を速やかに進めるために教育長急施専決を行ったものである。

水都国際中学校、高等学校については、元南港緑小学校、元南港渚小学校の跡地を活用して今年度4月から開校しているが、今後の生徒数の増加に伴う新校舎の増築工事を行う。

5階建ての校舎3棟の建設等について、浅沼・中林特定建設工事共同企業体と、契約金額39億60万円で契約いたしたい。現況の配置図と計画配置図を示している。プール、体育館等の部分を解体し、増築校舎を建設するという計画である。

またこの場を借りて本校の国際バカロレアの認定に関する状況について説明する。

本校は当初案では、現在の中学校の入学1期生が高校2年生になる令和5年度から国際バカロレアのプログラムを開始する予定となっていた。

その後、スケジュールを前倒しし、高校入学の1期生、現在の高校1年生が高校2年生となる来年度からの実施を目指して取り組みを行い、この2月3日、4日に国際バカロレア機構による最終訪問審査を受けることになっており、3月中旬ぐらいには最終の審査結果が出る予定である。

最終審査に向けて国際バカロレア機構と十分に連携をとっており、4月からの国際バカロレアプログラムの実施に向けて順調に取り組みが進んでいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 DPプログラム（ディプロマ・プログラム）をされるということですか。

【飯田学校力支援担当部長】 はい。4月から。

【栗林委員】 そうすると、卒業生が出るのはいつになりますか。

【大西首席指導主事】 令和2年度の2年生から実施しますので、令和3年度末になります。

【栗林委員】 なるほど。引き続き頑張ってください。

【平井委員】 新聞報道も出ましたが、水都の中学校の募集状況ですね。公立の中高一貫

校と同じように、1年目はどの層でボーダーが切られるか分からないから、多くの受験生が出願するわけです。しかし、年々、ボーダーが見えてくるので、適正な学校選びということで志願者が減る傾向は他府県と同様になっていますね。

I B（インターナショナル・バカロレア）について言えば、コストもかかりますが、学力到達度の高い生徒が集まるのが常。公立の中高一貫校の場合、その上位層が私学に流れてしまうことがあるので、広報戦略を考えて、優秀な生徒を1人でも2人でも確保するような形をとらないといけません。中高一貫校の場合、通例、二極化します。また、上位層が抜けてしまい、結果的に定員を埋めるために追加合格が必要となるといった状況が起きます。その意味で、広報戦略は十分な検討が必要かと思います。

来年の大阪府の中学3年生の人数が約3,000人減少します。そこからまた毎年、減り続けていくわけですから、人口動態を精査した上で学校経営を考えなければなりません。

大阪でも公立中高一貫校ができましたが、上位層は文理学科に流れるという話も聞こえてきます。そういった意味で、中高一貫のあり方やさらには義務教育学校における小中一貫教育のあり方についても研究しておく必要があるのではないのでしょうか。

【飯田学校力支援担当部長】 他府県の状況も含めて検討します。

【栗林委員】 平井委員の言われたとおりで、I BのD Pプログラムというのはかなりコストがかかります。そして、2極化と言われましたけど、D Pプログラムに合格していく生徒というのは極めて少ない。

【平井委員】 その通りです。

【栗林委員】 実際に少ないのです。少ないが、コストがかかるという構造をしていて、現在のI Bの欠陥であり、この改善に取り組むということで、日本語でもできるプログラムなど言われているのですが、現状ではまだかなり欠陥を持っている仕組みといえます。

【栗林委員】 成果を出しながら、今、平井委員が仰るように情報はできるだけ広く取って、次のステップに向けてどのようにやっていくかということも同時に考えていく方がいいと思います。

【平井委員】 他府県の事例では、I Bを導入して最初の数年は安定していたのに、イメージ教育ができる先生が、他校に転籍すると、生徒も一緒に転校してしまうという現象が起きています。全体的にIB導入校は厳しい状況に陥っているのですが、本市の場合、事例研究を重ねてなんとしても成功させなければなりませんね。

【栗林委員】 そうです。

【平井委員】 戦略をハード、ソフト面から精査しつつ、先進校の成功・失敗事例をおさえておくことが肝要です。例えば、ICTを活用した、個別最低化学習を主としたEdTech教育も浸透しているとはいいがたいので、アメリカの成功事例に学ぶとか...

【森末委員】 先ほどの案件で令和4年度に向けてという話で移行するのでしょうか、ソフト面に関して府の方とは今どんな話をされていますか。

【栗信英語イノベーション担当課長】 今府の方と調整させていただいているところですが、まだ具体的にというところまでは至ってはいません。大きな取り組みであるっていうのはご理解をいただきつつありますが、これからだと思っています。

【森末委員】 なるほど。わかりました。

【平井委員】 府が、英検の取得級に応じた入試も取り入れていますよね。その辺りをバカロレアと連動させるとか、英語重視型の入試を導入するとか、様々な手立てが考えられますが、移管する以上、府市間での連携が問われてくるでしょうね。

【山本教育長】 期待も大きいところであり、課題というものも結構ありますが、従前からYMCAとは緊密に連携をとっていますので、現場のほうでは課題意識の共有は十分されていると思います。府への移行というものをわれわれは想定はせずに学校づくりをしてきたところではありますが、十分具体的にいろんな課題を提示して、当たっていただけるようにする必要がありますし、必要があれば教育委員会としてとりまとめて市長にもまたご報告しないといけない部分だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

議案第4号「市立校園児童生徒表彰について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この表彰については、大阪市表彰規則及び大阪市教育委員会表彰規則に基づき市長と教育委員会の連名で行うものである。

毎年11月に教職員の表彰と併せて実施しているが、大会の開催時期等の都合により、11月の表彰にのらないものについては毎年2月に表彰を行っている。

各校園長から推薦されたものを基準に照らし審査した結果、他に称賛され、または他の模範とするに足る行為があったものは24名である。

文化、スポーツ活動における活動の中で、国際レベルでの活躍と認められるもの、また

は全国レベルの大会で優勝するなど特に優秀と認められるものは、スポーツ活動が22名、文化活動が1名である。

また、善行で新聞に掲載され、警察等で表彰されたものについては1名である。これらはいずれも他に称賛され、または他の模範とするに足る行為であり、市長、教育委員会表彰に値するものと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第5号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として停職9月とし、前校長については戒告とする。

当該教諭は過去に体罰行為により、戒告の懲戒処分及び行政措置として文書訓告を受けていたにもかかわらず、平成30年8月ごろ、複数回にわたり、自身が顧問を務めていた同校ハンドボール部の部員、生徒らに対し、不適切な威嚇（いかく）行為を行ったほか、令和元年7月13日及び8月25日、同部部員の関係生徒3名に対し、体罰、暴力行為を行った。

また平成30年度まで同校校長であった前校長は平成30年8月頃に当該教諭が行った威嚇行為について、同年12月ごろに知得したにもかかわらず、これについて部員、生徒らへの聞き取りや事実確認のほか、教育委員会への報告を怠った。

なお、本件体罰及び暴力行為による関係生徒への傷害はない。

本件は令和元年10月15日、同部部員の生徒の保護者から同校の現校長に対して、当該教諭が他の部員らに体罰を行っているとの訴えがあり、現校長が教頭とともに同部部員に全員に聞き取り調査を行い、当該教諭に事実確認をしたことにより発覚したものであり、現校長はただちに服務・監察グループに報告を行うとともに、当該教諭を同部の顧問から解任した。

本件では事案発覚に至る経過の中で、現校長が部員、生徒全員に聞き取りを行っているが、その際、昨年7月13日に当該教諭から暴力行為を受けた関係生徒Aは試合中に当該教諭から蹴られた旨を訴えた。しかし、現校長から事実確認を受けた後に、当該教諭から関係生徒A本人に直接、足が当たったのかを尋ねたところ、関係生徒Aが当たっていないと答えたことから、当該教諭は服務・監察グループが行った事情聴取において、関係生徒A

への暴力行為を否認していた。

この点に関して、当該教諭の不適切な声かけによって圧力を感じた関係生徒Aが回答を変遷させたと考えられることから、服務・監察グループの指示により現校長が改めて関係生徒Aに確認したところ、実際には当該教諭が左足で関係生徒Aの腹部付近を蹴ろうとしたところ、関係生徒Aがこれを手で防御したことから、結果的に当該教諭の左足は関係生徒Aの左手と左腰付近から左大腿部に当たったことが判明した。

次に、前校長による管理監督責任の懈怠について、本件事案に関する校内での調査及び事実確認の中で、平成30年8月ごろ、同校で行われた練習試合の際に、当該教諭が試合での部員らのプレー内容に腹を立て、パイプ椅子を手で払い投げるという出来事があり、この件について平成30年12月に部員、生徒から担任、教頭を通じて前校長まで報告されていたことが発覚した。

これを受けて、服務・監察グループが前校長に事実確認したところ、当時、前校長は当該教諭に対し、体罰、暴力行為や暴言のほか、物に当たるなどの不適切な行為は慎むようにと一般的な指導をしたものの、当該教諭及び同部部員らへの聞き取りを一切行わず、服務・監察グループへの報告も怠っていたことがわかった。

なお、現校長の管理監督責任については、平成31年4月に同校着任以降教育委員会が策定している体罰、暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針及び大阪市部活動指針のほか、各種服務通達について、部下、教職員に対し適宜周知及び指導を行う等、教職員の服務規律の確保について周知を図り、体罰、暴力行為の未然防止に努めていた。

本件事案に関して、当該教諭は現在既に部活動顧問から外れているが、部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の対応についての整理に基づき、当該教諭を本件処分確定後、原則1年以上部活動顧問への復帰はさせないこととする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この人は過去に体罰で処分受けていますよね。そのときはまだ、部活動の顧問から外すという基準はなかったのですか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 基準が設定される前であるとともに、部活動以外の通常の授業等における指導の際の体罰ですので、該当はいたしません。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第6号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、戒告とする。

当該教諭は令和元年7月中旬ごろから同年9月2日にかけて、自身が担任している同校6年1組の関係児童に対しまして体罰行為を計3回行った。また、当該教諭はこれらの体罰行為について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。なお、体罰行為による関係児童への傷害はない。

本件は令和元年9月2日に関係児童と一緒に宿題の指導を受けていた別の児童の保護者から教頭に訴えがあり、教頭から報告を受けた校長が当該教諭に事実確認を行う中で当該教諭が7月及び8月にも関係児童に体罰を行っていたことが発覚した。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第7号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校校長で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、停職10日とする。

本件事案の契約事務に関する経緯について、卒業アルバムは各学校長が児童等から直接徴収している学校徴収金をもって作成するものであり、同校では令和2年度卒業予定の現5年生児童の卒業アルバムの作成における契約については比較見積もりによる随意契約を行うことを当該校長が承認をしている。

当該校長は従前より複数年にわたって同校の卒業アルバムを作成しているA社の態度や対応を不満に思っていたことから、A社を排除しなければならないと思い、自身がインターネットで見つけたB社も比較見積もりに参加させるように関係職員に指示を行った。

このため関係職員は平成31年3月6日にA社及びB社を含む3社に対し、同年3月29日を提出期限とし見積書の提出を依頼した。

見積もりの結果A社が7,000円、B社が7,200円、C社が9,000円であり、A社が最も安価であったことを同年3月27日に当該校長に対し報告したところ、当該校長は「B社にもう

少し安くできないのか聞く」などと発言し、関係職員が提示したB社の見積書を破り捨て、B社と契約するという持論を曲げなかった。その後、当該校長はA社より安価な6,900円の見積書を再提出したB社と契約し、A社、C社に対し別業者との契約になったと伝えた。

本件は、同年3月27日に関係職員が教育委員会事務局を訪問し、関連資料とともに当該校長との当日のやり取りを録音した音声データを持参したことにより発覚した。

関係職員からの通報を受け、通報内容を確認するため担当者が学校、当該校長に電話したところ、通報内容とは明らかに異なった返答であったため、当該校長に対し文書での報告を指示した。

また、事務局に提出された報告書の内容確認のため、事情聴取を行いたい旨、当該校長に伝えたところ、当該校長は拒否したため、文書による出頭命令を発することになった。事務局において同年4月16日に事情聴取を実施したところ、当該校長は関係職員の通報内容を全面的に否認し、7,200円と記載されたB社の見積書を見たことがなければ破ってもいいと説明を行った。このため関係職員から提供された音声データを聞かせたところ、当初は自分の声と認めていたものの、最終的には私の声とは認めないと全面否認をしている。

その後、令和元年9月6日に、事務局において同校の現地調査を行ったところ、当該校長が見たことがないと発言していたB社から最初に提出された7,200円の見積書に当該校長の私印が押印された状態で決済簿に編綴（へんてつ）されていた。

このため、10月23日当該校長に見積書を再提出した業者と契約した事実は本市における契約手続きに違反する不適正な事務処理であることや、これまでの当該校長の説明と矛盾することを指摘し、10月31日までに文書での説明を求めたところ、当該校長は事務局が設定した提出期限を守らず一方的に提出期限を設定し、複数回にわたる事務局からの注意喚起や督促に対応しなかった。その後、説明書の提出はあったが、当該校長は従来からの主張を繰り返すばかりで事務局が指摘した矛盾点については回答しなかった。

学校徴収金における契約事務について、学校徴収金とは、児童生徒等が私費で負担する経費のうち、学校教育上必要なものとして学校長が児童等から徴収する経費で、公費に準じた取り扱いや会計処理が求められる。見積書の差しかえに関しては、校園契約の手引きでは、原則一旦提出された見積書は見積もり提出期限内であっても差しかえを認めてはならない旨、また比較見積もりガイドラインでは、見積書提出後の金額の書きかえについて公平性及び透明性の観点から書きかえはできないと記載されている。

当該校長は当初よりA社や関係職員の不満を述べて自身の正当性を主張するばかりで反

省の弁を述べるつもりはないものと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 追加の説明書が提出されたとありますが、どのような内容が記載されていますか。

【松井教職員服務・監察担当課長】 A社とは契約しなくなかったといったことばかり説明しており、不適正な契約事務については一切触れていないという状況です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
